

特別養護老人ホーム及び保育所の整備における定期借地権 を利用した県有地の貸付けに関する意見書

神奈川県は、未利用の県有地について、収入確保の観点から一義的には有償譲渡による処分を原則とするものの、公共的な利用及び活用を求める社会的要請を背景として、市町村支援の観点から新たに定期借地権による貸付制度を創設した。

本市では、この県有地貸付制度を活用して、神奈川県立川崎高等職業技術校京浜分校跡地である川崎区境町の県有地において、52年間の定期借地権により、本市で不足している特別養護老人ホーム及び保育所の整備を計画している。

しかしながら、この県有地貸付制度では、特別養護老人ホーム及び保育所の整備という住民福祉の増進を目的とした公共的な利用にもかかわらず、貸付料は不動産鑑定評価額に基づき決定し、減額も行わないとされている。

さらに、貸付けの対象となる県有地についても原則として1市町村当たり1件と画一的に決めており、地域の実情や市町村における行政規模の違いを全く考慮していない。

よって、県におかれては、公共目的による定期借地権を利用した県有地の貸付けに当たっては、貸付料を減額するとともに、貸付けの対象とする県有地についても1市町村当たり1件と限定せず、地域の実情や人口、面積など行政規模の違いに応じて弾力的に対応されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月20日

議会議長名

神奈川県知事 宛て